

○経済産業省告示第 号

経済産業省生産動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十号）第七条第二項の規定に基づき、令和四年経済産業省告示第百九十九号（経済産業省生産動態統計調査規則第七条第二項の規定に基づく生産動態調査票の様式）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 赤澤 亮正

鉄鋼月報（その1）の様式を次のように改める。

（※該当様式を挿入。以下同じ。）

鉄鋼月報（その4）の様式を次のように改める。

鉄鋼月報（その7）の様式を次のように改める。

鉄鋼月報（その9）の様式の次に次の金属・非鉄金属月報（その1）の様式を加える。

金属・非鉄金属月報（その1）の様式の次に次の金属・非鉄金属月報（その2）の様式を加える。

金属・非鉄金属月報（その2）の様式の次に次の金属・非鉄金属月報（その3）の様式を加える。

金属・非鉄金属月報（その3）の様式の次に次の金属・非鉄金属月報（その4）の様式を加える。

金属・非鉄金属月報（その4）の様式の次に次の金属・非鉄金属月報（その5）の様式を加える。

金属・非鉄金属月報（その5）の様式の次に次の金属・非鉄金属月報（その6）の様式を加える。

金属・非鉄金属月報（その6）の様式の次に次の金属・非鉄金属月報（その7）の様式を加える。

金属・非鉄金属月報（その7）の様式の次に次の金属・非鉄金属月報（その8）の様式を加える。

機械器具月報（その１）の様式を次のように改める。

機械器具月報（その２）の様式を次のように改める。

機械器具月報（その３）の様式を次のように改める。

機械器具月報（その４）の様式を次のように改める。

機械器具月報（その４）の様式の次に次の機械器具月報（その５）の様式を加える。

機械器具月報（その６）の様式を次のように改める。

機械器具月報（その 7）の様式を次のように改める。

機械器具月報（その 8）の様式を次のように改める。

機械器具月報（その 9）の様式を次のように改める。

機械器具月報（その 10）の様式を次のように改める。

機械器具月報（その 11）の様式を次のように改める。

機械器具月報（その 12）の様式を次のように改める。

機械器具月報（その 12）の様式の次に次の機械器具月報（その 13）の様式を加える。

機械器具月報（その１４）の様式を次のように改める。

機械器具月報（その１４）の様式の次に次の機械器具月報（その１５）の様式を加える。

機械器具月報（その１６）の様式を次のように改める。

機械器具月報（その１７）の様式を次のように改める。

機械器具月報（その１８）の様式を次のように改める。

機械器具月報（その１９）の様式を次のように改める。

機械器具月報（その20）、鉄鋼物及び架線金物月報、ばね月報、機械器具月報（その23）、機械器具月報（その24）、弁及び管継手月報、空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物月報、ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器月報、機械器具月報（その28）、機械器具月報（その29）、機械器具月報（その30）、機械器具月報（その31）、機械器具月報（その32）、機械器具月報（その33）、機械器具月報（その34）、機械器具月報（その35）、機械器具月報（その36）、機械器具月報（その37）、機械器具月報（その38）、機械器具月報（その39）、機械器具月報（その40）、機械器具月報（その41）、機械器具月報（その43）、機械器具月報（その44）、機械器具月報（その45）、機械器具月報（その46）、機械器具月報（その47）、粉末や金製品月報（超硬チップを除く）、鍛工品月報、銑鉄铸件月報、可鍛鑄鉄及び精密鑄造品月報、非鉄金属铸件月報、ダイカスト月報、機械器具月報（その57）及び化学繊維月報の様式を削り、機械器具月報（その19）の様式の次に次の繊維・生活用品月報（その1）の様式を加える。

紡績糸月報、織物生産月報及びタフテッドカーペット・フェルト・不織布月報の様式を削り、繊維・生活用品月報（その１）の様式の次に次の繊維・生活用品月報（その２）の様式を加える。

染色整理月報の様式を削り、繊維・生活用品月報（その２）の様式の次に次の繊維・生活用品月報（その３）の様式を加える。

ニット・衣服縫製品月報の様式を削り、繊維・生活用品月報（その３）の様式の次に次の繊維・生活用品月報（その４）の様式を加える。

繊維・生活用品月報（その４）の様式の次に次の繊維・生活用品月報（その５）の様式を加える。

繊維・生活用品月報（その５）の様式の次に次の繊維・生活用品月報（その６）の様式を加える。

二次製品月報（製綿・ふとん・網・綱、細幅織物・組ひも・レース）、パルプ月報、紙月報及び板紙月報の様式を削り、繊維・生活用品月報（その6）の様式の次に次の紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報（その1）の様式を加える。

段ボール月報の様式を削り、紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報（その1）の様式の次に次の紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報（その2）の様式を加える。

紙おむつ月報の様式を削り、紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報（その2）の様式の次に次の紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報（その3）の様式を加える。

印刷月報の様式を削り、紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報（その3）の様式の次に次の紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報（その4）の様式を加える。

紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報（その４）の様式の次に次の紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報（その５）の様式を加える。

紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報（その５）の様式の次に次の紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報（その６）の様式を加える。

紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報（その６）の様式の次に次の紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報（その７）の様式を加える。

楽器月報、家具月報、軽金属板製品月報、文具月報、玩具月報、革靴月報、製革月報、ガラス製品・ほうろう鉄器月報及び陶磁器月報の様式を削り、紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報（その７）の様式の次に次の窯業・建材月報（その１）の様式を加える。

ファインセラミックス月報の様式を削り、窯業・建材月報（その１）の様式の次に次の窯業・建材月報（その２）の様式を加える。

窯業・建材月報（その２）の様式の次に次の窯業・建材月報（その３）の様式を加える。

化学肥料・石灰及びソーダ工業製品月報、コーラル製品・環式中間物及び合成染料月報、有機薬品及び写真感光材料月報、石油化学製品月報、無機薬品・火薬類月報、触媒月報、高圧ガス月報、プラスチック月報、油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報、塗料及び印刷インキ月報の様式を削り、窯業・建材月報（その３）の様式の次に次の化学月報の様式を加える。

ゴム製品月報（自動車用タイヤ）、ゴム製品月報（自動車用タイヤを除く）、プラスチック製品月報、

板ガラス・安全ガラス・複層ガラス及びガラス繊維月報、耐火れんが・不定形耐火物月報、炭素製品・研削砥石月報、ボード・パネル月報、金属製建具月報及びセメント・セメント製品月報の様式を削り、石油製品月報の様式を次のように改める。

アルミニウム月報、非鉄金属製品月報（伸銅製品）、非鉄金属製品月報（シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊）、非鉄金属製品月報（アルミニウム圧延製品）、非鉄金属製品（電線・ケーブル）、光ファイバ製品月報及び非鉄金属月報の様式を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 調査の期日がこの告示の施行の日前に属する経済産業省生産動態統計調査規則第七条第二項の規定に基づく生産動態調査票の様式については、なお従前の例による。